

酒田市下水道事業公正入札調査委員会設置要領

(設置)

第1条 酒田市建設部下水道課(以下「下水道課」という。)が発注する建設工事又は製造の請負及び設計、測量、調査等の委託、物件の売買その他(以下「建設工事等」という。)の契約に係る入札の適正を期するため、入札談合に関する情報があった場合に適切に対応する酒田市下水道事業公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 情報の信憑性及び調査の必要性に関すること。
- (2) 事情聴取の実施、誓約書の提出、入札の延期又は中止並びに入札談合があった場合の対応に関すること。
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)第10条に規定する公正取引委員会への通知に関すること。
- (4) 法第11条に規定する国土交通大臣又は山形県知事への通知に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 建設部長(建設部長が欠けたときは調整監又は技監)
- (2) 副委員長 下水道主幹
- (3) 委員 総務課長、下水道課長及び委員長が必要と認める関係職員

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、調整監又は技監が委員長の職務を代理している場合を除き、その職務を代理する。

4 委員は、会議に出席し、前条各号に掲げる事項について調査・審議する。

(会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合に、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、建設部下水道課((契約検査課内)に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において協議のうえ定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。